

支部支援に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、香友会規約第7条第4項及び5項にある支部並びに地域ブロックの支援の内容について定めるものである。

(支援の種類)

第2条 支部活動に対する支援については、以下のとおりとする。

- (1) 支部活動助成金
- (2) 支部活動に関わる通信費
- (3) 研修会講師に関わる費用
- (4) 支部会員情報の提供
- (5) 年会費集金に対する還付
- (6) 支部の記念誌等の発行費用

2. 地域ブロック活動に対する支援

- (1) 地域ブロック活動に関わる諸経費
- (2) 研修会講師に関わる費用

3. その他の支援

(支部活動助成金)

第3条 支部活動助成金については、以下のとおりとする。

- (1) 希望した支部に対し、会議費、事務費等として年1回1万円の助成金を給付する。
- (2) 助成を受けた支部は、当年度の2月末日までに、所定の書式「香友会支部活動助成金使途明細書」に使途明細と金額等必要事項を記入し、香友会事務局宛に提出する。
- (3) 助成金を当年度内に使い切らなかった場合は、次年度に繰り越すことができる。但し、2年連続で全く使用しない、また2年連続で使途明細書を提出しない場合は、次年度の助成を取り止める。

(支部活動に関わる通信費)

第4条 支部が支部活動の実施案内などを支部在住会員宛てに発送する場合、通信費として年に3万円を上限として助成する。ブロック活動の通信費もこれに含む。

2. 支部は、発送により把握した会員の最新情報について必ず本部に報告する。

(研修会講師に関わる費用)

第5条 支部及び地域ブロックが主催し企画・運営する研修会の講師に対し、講師料、交通費、宿泊費を助成する。

- (1) 講師料は、原則として年に2万円を上限として助成する。

(参考：職歴10年未満1万円、10年以上2万円)

- (2) 交通費は、原則として年に1回講師1名分の実費を助成する。

(3) 宿泊費は、年に1万5千円を上限として実費を助成する。

(支部会員情報の提供)

第6条 支部が活動のために支部会員の名簿及び宛名シールを必要とした場合は、無償で提供する。

(年会費集金に対する還付)

第7条 支部において会員より香友会年会費を徴収して本部に収めた場合、総額の10%を支部に還付する。

(支部の記念誌等の発行費用)

第8条 支部が記念誌(支部の歩み等)を制作発行し、本部及び各支部に配布した場合、3万円を上限として発行費用を助成する。

(地域ブロック活動に関わる諸経費)

第9条 地域ブロック活動には、諸経費として年に2万円を上限として助成する。

(活動計画時の提出書類)

第10条 支部及び地域ブロック活動時の提出書類は、以下のとおりとする。

- (1) 活動を計画した時は、原則として活動2か月前に所定の書式(「支部活動計画書」または「ブロック活動計画書」)に必要事項を記入し、香友会事務局宛に提出する。
- (2) 香川栄養学園の在職者に講師を依頼する場合は、所定の書式「講師依頼書」に必要事項を記入し、香友会事務局宛に提出する。
- (3) 支部会員の名簿及び宛名シールの提供を希望する場合は、入手希望日の2週間前までに所定の書式「香友会会員名簿申請書」を香友会事務局宛に提出する。

(活動終了後の提出書類)

第11条 支部及び地域ブロック活動終了後の提出書類は、以下のとおりとする。

- (1) 活動終了後は、1か月以内に所定の書式(「支部活動報告書」または「ブロック活動報告書」)に必要事項を記入し、香友会事務局宛に提出する。
- (2) 活動に関わる通信費、研修会講師に関わる費用、地域ブロック活動に関わる諸経費の助成を希望する場合は、所定の書式(「支部活動助成金申請書」または「ブロック活動助成金申請書」)に必要事項を記入し、香友会事務局宛に提出する。いずれも必ず領収書を添付する。

(その他の支援)

第12条 支部活動及び地域ブロック活動の案内、報告等を香友会広報媒体(会報誌・ホームページ・Instagram)を介して広報、PRする。

2. 支部活動及び地域ブロック活動に学生が参加した場合、参加経費の一部を支部に助成する。

(細則の改廃)

第 13 条 この細則の改廃は常任幹事会の議を経て行う。

付則

この細則は平成 25 年 9 月 1 日より施行する。

この細則は平成 26 年 3 月 14 日より施行する。

この細則は平成 27 年 3 月 13 日より施行する。

この細則は平成 28 年 2 月 12 日より施行する。

この細則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。